給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２３年（再ロ）第１３号

福岡県筑紫野市大字吉木1492番地17　葉光ケ丘１－７

再生債務者　今任　弘司

１　意見聴取に付する再生計画案　平成24年１月17日付け再生計画案

２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

３　２の書面の提出期間　平成24年２月22日まで

福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（再ロ）第３号

福岡県田川郡福智町神崎704番地３

再生債務者　大場　茂浩

１　意見聴取に付する再生計画案　平成24年１月24日付け再生計画案

２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

３　２の書面の提出期間　平成24年３月５日まで

平成24年２月６日　福岡地方裁判所田川支部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２３年（再ロ）第７号

佐賀県佐賀市本庄町大字本庄106番地１

再生債務者　山田　裕一

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　平成24年１月10日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成24年２月１日

佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（再ロ）第１００３２号

東京都調布市調布ケ丘３－７－２－301

再生債務者　神林　一弥

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　平成24年１月17日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成24年２月２日

東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（再ロ）第９号

千葉県習志野市木久保４丁目４番75号

再生債務者　守山　広美

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　平成24年１月23日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成24年２月２日

千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（再ロ）第７号

兵庫県明石市魚住町西岡560番地の６

再生債務者　間部　一夫

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　平成24年１月27日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成24年２月３日

神戸地方裁判所明石支部再生係

平成２３年（再ロ）第１号

宮城県柴田郡柴田町東船迫２丁目14番地31

再生債務者　平間　春雄

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　平成24年２月１日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成24年２月３日

仙台地方裁判所大河原支部

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は平成二十四年四月一日であり、両社の株主総会の承認決議は平成二十四年二月七日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）http://www.sekisui.co.jp/general/group/notice/kagakuhokkai545.html

（乙）http://www.sekisui.co.jp/general/group/notice/hokusekisyoji090.html

平成二十四年二月十四日

北海道岩見沢市東町二三四番地

（甲）積水化学北海道株式会社

代表取締役　小竹　春彦

札幌市東区北三七条東二九丁目六番一五号

（乙）北海道セキスイ商事株式会社

代表取締役　小竹　春彦

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は平成二十四年四月一日であり、両社の株主総会の承認決議は平成二十四年二月十三日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十三年七月四日

掲載頁　七十一頁（号外第一四七号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十三年七月四日

掲載頁　七十四頁（号外第一四七号）

平成二十四年二月十四日

茨城県結城郡八千代町大字平塚字菱毛道西四四四八番

（甲）ヒフピロ関東ピッキング株式会社

代表取締役　菅　善幸

岐阜県安八郡輪之内町下大榑一五七番地の一

（乙）ヒフピロ中部物流株式会社

代表取締役　高橋　利典

合併公告

平成二十四年二月八日に左記法人は、両法人が合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することを総社員の同意により決議いたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十四年二月十四日

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目七番四号

（甲）行政書士法人青藍会近藤事務所

代表社員　近藤　定雄

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目一二番二四号小峰ビル五階

（乙）行政書士法人関口総合事務所

代表社員　加藤　俊孝

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は平成二十四年四月一日であり、両社の株主総会の承認決議（甲は会社法第三一九条第一項に基づく議決権を行使することができる株主全員の同意）は平成二十三年十二月十四日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。平成二十三年十月十七日を以って、東京都千代田区神田錦町一丁目一四番地より左記住所地に本店移転をしています。

（甲）及び（乙）

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十三年六月二十九日

掲載頁　六十二頁（号外第一四一号）

平成二十四年二月十四日

東京都墨田区石原一丁目一九番五号

（甲）株式会社日本歯科商社

代表取締役社長　柳井　義勝

大阪市浪速区日本橋四丁目三番九号

（乙）株式会社日本歯科商社

代表取締役社長　広田　武彦

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は平成二十四年四月一日であり、甲は会社法第七九六条第三項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。

この合併は、甲が、効力発生日の前日までに、一般社団法人ＴＡＫＥ・ＡＬＬ（住所東京都中央区日本橋一丁目四番一号日本橋一丁目ビルディング）が所有する乙の全株式を譲り受けることを効力発生の条件とします。また、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）計算書類の公告義務はありません。

平成二十四年二月十四日

東京都品川区東品川二丁目三番一二号

（甲）株式会社テイクアンドギヴ・ニーズ

代表取締役社長　知識　賢治

東京都中央区日本橋一丁目四番一号日本橋一丁目ビルディング

（乙）有限会社ＴＡＫＥ・ＳＥＣＯＮＤ

取締役　須貝　信